

報道関係各位

稚内港北防波堤ドームの老朽化対策を実施します

～北防波堤ドームを末永くご利用いただくために～

6月下旬から12月下旬にかけて、稚内港北防波堤ドームのアーチ部分外側で、老朽化対策のための工事を実施します。

当該工事期間中は、ドーム周辺の一部にバリケードを設置し、立ち入りを規制します。

なお規制箇所は、ドームの一部のみとなっておりますので、残りの箇所の見学、写真撮影は可能です。

稚内港北防波堤ドームは、北海道遺産及び土木学会選奨土木遺産であり、稚内を代表する観光スポットであるとともに、遊歩道や各種イベント会場として利用されるなど、市民・観光客の皆様に親しまれてきたところです。

この度、稚内港北防波堤ドームを末永くご利用いただくために、6月下旬から12月下旬にかけて、老朽化対策として、アーチ部分外側のコンクリート修復を伴う下記工事を実施します。

当該工事期間中は、ドーム周辺の一部にバリケードを設置し、立ち入りを規制します。

なお、プロムナード側から、約160m～250m（規制期間内で変動）については、バリケードの設置、立ち入り規制は行わない予定ですので、見学、写真撮影は可能となっております。

本件による立ち入り規制の範囲、バリケード設置後のイメージは別紙のとおりです。

記

- 工事名 (1) 稚内港北護岸防波改良工事
(2) 稚内港外1港北護岸防波改良その他工事
- 規制期間 (1) 令和元年6月25日頃～令和元年12月下旬まで
(2) 令和元年7月下旬～令和元年12月下旬まで

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 稚内開発建設部

稚内港湾事務所 所長 富澤 進一 (0162-33-2758)

稚内港湾事務所 第1工務課長 上川 浩幸 (0162-33-2758)

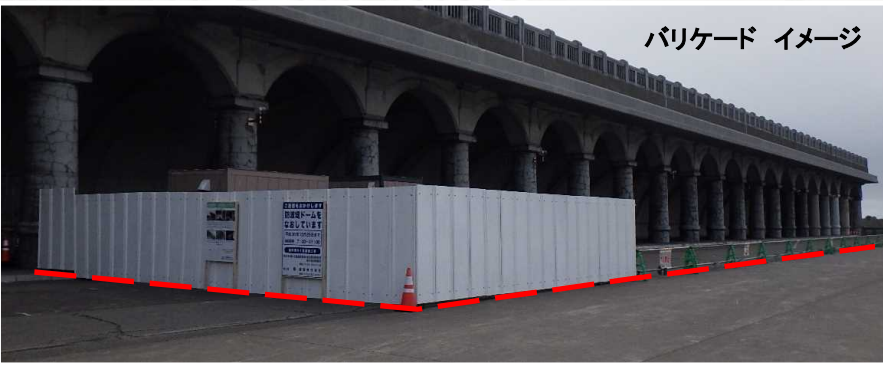
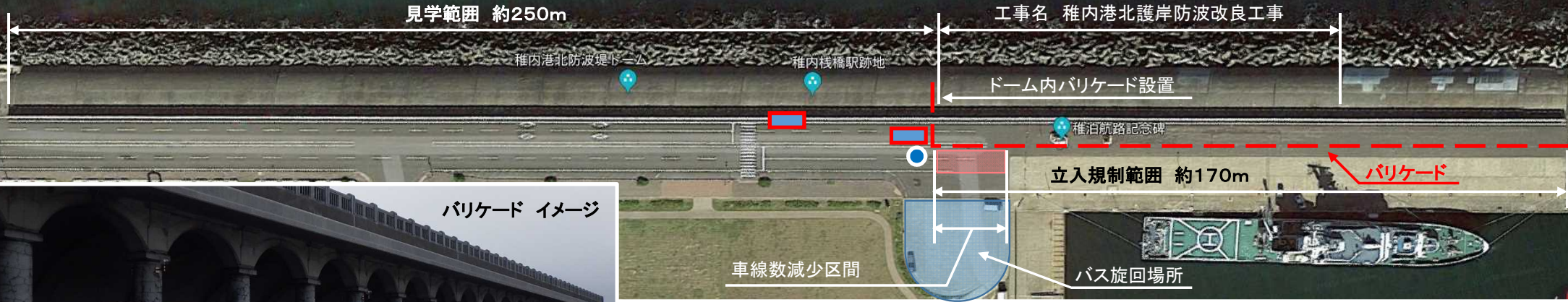
稚内開発建設部ホームページアドレス <https://www.hkd.mlit.go.jp/wk/>



※バリケード設置期間は予定であり、前後する場合があります。
※通行の際は、案内看板及び交通誘導員の指示に従ってください。
※日曜日は工事を休止します。案内看板に従って、通行願います。

北防波堤ドーム補修工事によるバリケード設置について

立入規制期間 令和元年 6月25日から
令和元年 7月下旬まで



立入規制期間 令和元年 7月下旬から
令和元年12月下旬まで

- 通行区分案内看板
- 交通誘導員

